

都市再生整備計画(第4回変更)

くさなぎえきしゅうへんちく
草薙駅周辺地区

しずおかけん しずおかし
静岡県 静岡市

令和2年●月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	静岡県	市町村名	しずおかし 静岡市	地区名	くまがらぎのまち 草薙駅周辺地区	面積	250.9 ha
計画期間	平成 27 年度 ~ 平成 31 年度	交付期間	平成 27 年度 ~ 平成 31 年度				

目標
大目標:草薙駅周辺環境整備の推進と、地域主体のまちの管理運営体制の構築
目標1:駅周辺の整備・開発に合わせ、街の顔としての、沿道の緑化や駅前広場等の公共空間への質の高い緑の配置など、人々が気持ちよく回遊し滞留し交流できる緑の整備
目標2:駅周辺における、歩行者や自転車の移動環境の安全性の確保・利便性の向上と、誰もが安心感を得られる防犯性の向上
目標3:まちの特色である「文教」や「にぎわい」を創出するような公共空間の利活用や維持管理を視野に入れたまちの管理運営体制の構築

目標設定の根拠
まちづくりの経緯及び現況
①まちづくりの経緯
<ul style="list-style-type: none"> 草薙地区は、旧清水市・静岡市の市境部分に位置し、JR線と静岡鉄道の2線が利用できる交通至便な市街地である。JR新幹線・在来線以南(南地区)は静清地区土地区画整理事業(県施工、昭40～平5、132.1ha)によって計画的な基盤整備がなされるとともに、後背丘陵地の豊かな自然環境等も背景として、市内有数の優良な住宅地と、静岡県立大学、県立美術館・図書館の立地による文教地区が形成されてきた。 現在草薙駅周辺では、静清地区土地区画整理事業から20年以上が経過し、まちを取り巻く状況への変化に対応する新たな動きとして、駅北側の静岡銀行本館棟の建て替え事業、駅南側の駅前市街地再開発事業等、大規模な民間開発が動きつつある。 社会情勢の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに対し、行政主体によるまちづくりの運営等では、地域の実情にあったきめ細かな施設運営やサービスの提供が難しく、画一的なまちになり、特徴ある資源を活かすことができなくなる可能性がある。そこで、草薙の歴史・文化を活かした持続発展的な地域経営を目指すため、草薙に関わる人たちが主体となり、官民協働でまちの管理運営を推進していく体制が求められている。 こうした中、草薙地区では平成27年1月に産学官民連携により、草薙駅周辺まちづくりビジョンが策定され、平成29年2月にはエリアマネジメント組織である「一般社団法人 草薙カルテッド」が設立されるなど、地域が主体となったエリアマネジメントが進展している。
②草薙のまちの状況
<ul style="list-style-type: none"> 有度山につながるケヤキ並木、住宅の庭や生け垣、住宅地内に点在する生産緑地や植木の圃場の緑などが豊富である。→「緑」 草薙駅を中心とした地域には、緑豊かな環境を活かした良好な住宅地や駅前商店街などが立地し、駅を中心としたコンパクトなまちが形成されている。また、地域活動により良好な生活環境の形成や、防災性や防犯性向上への意識が高まりつつある。→「安全・安心」 有度山の北麓に県立中央図書館が移転後、県立美術館、県立大学が立地し、文教ゾーンとしてのイメージを形成している。また、四季を通じて様々な祭や催事が開催されており、草薙神社の草薙大龍勢は文化的景観を形成している。→「文教」 草薙商店街、草薙に関連する企業、住民や県大などの学生、草薙で活動している人たちによる地域交流イベントの開催等、地域の活性化を図る取り組みが実施されている。→「にぎわい」

課題
<ul style="list-style-type: none"> 【「緑」について】 草薙駅周辺には多様な緑が存在するが、駅周辺及び沿道では緑を感じさせるような気持ちの良い空間となっていないため、駅周辺の整備・開発に合わせ、街の顔として、沿道の緑化や駅前広場等の公共空間への緑の配置など、「緑」の質を高め、人々が滞留し、交流できる緑環境整備が課題 【「安全・安心」について】 今後開発が進むことにより、駅周辺における、歩行者や自転車の移動環境の安全性・快適性の確保が課題となっている。また、住宅地などにおいて誰もが安心感を得られるような生活環境の構築と、防災、防犯活動の継続性などが今後の課題である。 【「文教・にぎわい」について】 今後駅周辺における公共空間の整備が進む中、草薙の特色である「文教」や「にぎわい」をより創出できるような公共空間の利活用や維持管理を視野に入れたまちの持続的な管理運営体制の構築が課題である。

将来ビジョン(中長期)
<ul style="list-style-type: none"> 既存の文教施設等を活かした、高度な文化・レクリエーション機能を維持していくとともに、地区周辺の住宅及び商業と一体となった拠点形成を図る(静岡市都市計画マスタープランより)。 静岡市都市計画マスタープランでは、清水区の骨格を形成する拠点(地域拠点)として草薙駅周辺地区が位置づけられている。 同マスタープランの清水区の都市交通の方針(主要な交通結節点の方針)では、駅前広場等の未整備により、駅利用交通のほとんどが南口に集中するといった問題を抱えているJR草薙駅北口においては、駅前広場の整備や歩行者空間のバリアフリー化を推進し、駅利用交通の分散化と交通の円滑化を図り、交通結節点の機能強化を図るとされている。 草薙駅周辺まちづくりビジョン(平成27年1月策定では、今後40年後を見据え「次代につながる選ばれる街」を目指します。～草薙駅周辺に住む人、来る人、みんなが主役～)をまちづくりの理念とし、草薙駅周辺における現状や地域が求めていること、地域の想いなどから、4つの分野をテーマとしてまちづくりを推進していく。 ①緑につつまれながら～緑と暮らす街～: 身近な緑の創出や回遊を促す緑空間づくりに取組むことで、人々に安らぎを与え、生涯に渡る心と体の健康を育む緑あふれるまちづくりを進める。 ②知を創造する～「文教」の街～: より身近に歴史・文化を感じられるよう地域固有の歴史・文化資源を活用し、次世代へ継承する取組みを進め、「文教」の街としての魅力を高める。 ③ほっとする～「安全・安心」な街～: 交通環境の向上や防災対策・防犯対策を強化し、誰もが安全で安心できるまちづくりを進める。 ④コミュニティを、未来へ～「にぎわい」のある街～: 持続可能なまちとしていくため、商業空間づくりや多様なニーズに対応するイベントの開催、多様な価値観を共有できる活動の場の創出などにより「にぎわい」のあるまちを目指す。 今回の草薙駅周辺地区都市再生整備計画は、草薙駅周辺まちづくりビジョン推進のための短期計画(概ね5年間)として位置づける。

目標を定量化する指標						
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値	
				基準年度	目標年度	
1. 駅前広場及び沿道の緑化に対する満足度	%	地区住民を対象としたアンケート調査結果により、「駅前広場及び沿道の緑化に対する満足度」に対し、「そう思う、ややそう思う」と回答した人の割合	駅周辺の環境整備による、公共空間の緑の質に対する指標	30.3%	平成26年度	平成31年度
2. 駅前広場及び沿道の環境空間の割合	%	草薙駅周辺区域の公共空間(車道、歩道、広場など)のうち、環境空間(車道以外の公共空間)が占める面積割合	駅周辺の環境整備による、駅前広場周辺の安全性・利便性等に対する指標	36.7%	平成26年度	平成31年度
3. 公共空間の利活用や維持管理体制の構築に伴う、草薙のまちへの愛着度	%	地区住民を対象としたアンケート調査結果により、「草薙のまちに対する愛着度」に対し、「そう思う、ややそう思う」と回答した人の割合。	駅周辺環境の整備による、まちへの愛着意識に対する指標	32.0%	平成26年度	平成31年度

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	草薙駅周辺地区	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1: 駅周辺の整備・開発に合わせた、沿道や駅前広場等公共空間に質の高い緑を確保する。</p> <p>・地域住民や来街者が気持ちよく回遊し滞留し交流できる緑の空間を確保するため、駅周辺の整備・開発に合わせ、沿道や駅前広場等の公共空間において、質の高い緑の整備をする。</p>		<p>【基幹事業】 道路事業: JR草薙駅北側歩道整備事業、JR草薙駅南口駅前広場整備事業 地域生活基盤施設(広場): JR草薙駅南口駅前広場整備事業 まちづくり活動推進事業: まちづくり活動支援事業</p> <p>【関連事業】 (都)草薙駅北口通り線整備事業</p>
<p>整備方針2: 駅舎、駅前広場等、駅周辺の整備により、安全安心な生活環境を整える。</p> <p>・鉄道による市街地の分断を解消・緩和し、南北地区の住民の自由でバリアフリーな往来を実現するため、JR草薙駅橋上駅舎化及び南北自由通路並びに駅周辺の整備による交通結節機能の強化と幹線道路整備事業の推進を図る。</p>		<p>【基幹事業】 道路事業: JR草薙駅北側歩道整備事業、JR草薙駅南口駅前広場整備事業 地域生活基盤施設(広場): JR草薙駅南口駅前広場整備事業、 地域生活基盤施設(情報板): JR草薙駅周辺公共サイン整備事業 高質空間形成施設(緑化施設等): 草薙駅北口広場整備事業</p> <p>【提案事業】 まちづくり活動推進事業: まちづくり活動支援事業</p> <p>【関連事業】 (都)草薙駅北口通り線整備事業、(都)草薙駅南北自由通路整備事業、草薙駅周辺地区バリアフリー道路特定事業、市道草薙橋4号線整備事業、草薙駅周辺地区駐車場整備計画見直し事業、JR草薙駅橋上駅舎整備事業、草薙駅南口地区第1種市街地再開発事業</p>
<p>整備方針3: 地域の多様な主体を巻き込んだまちづくりの推進体制づくりを検討する。</p> <p>・持続可能なまちづくり体制を構築するため、地域の多様な主体を巻き込んだまちづくりの推進体制づくりの検討を行う。また、活動を推進するための、地域交流拠点などの検討も行う。</p>		<p>【基幹事業】 道路事業: JR草薙駅南口駅前広場整備事業 地域生活基盤施設(広場): JR草薙駅南口駅前広場整備事業</p> <p>【提案事業】 まちづくり活動推進事業: まちづくり活動支援事業</p> <p>【関連事業】 草薙駅南口地区第1種市街地再開発事業 【協定制度等】 都市利便増進協定、道路占用許可特例</p>
<p>その他</p>		

交付対象事業等一覧表

交付対象事業費	1,479.0	交付限度額	591.6	国費率	0.4
---------	---------	-------	-------	-----	-----

(金額の単位は百万円)

基幹事業	事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費		交付対象事業費		
							開始年度	終了年度	開始年度	終了年度		うち官負担分	うち民負担分			
道路			JR草薙駅北側歩道	静岡市	直	L=140m、W=5m	H25	H27	H27	H27	207	57	57.0	57.0		
			JR草薙駅南口駅前広場				H25	H30	H27	H30	266	241	241.0	241.0		
公園																
河川																
下水道																
駐車場有効利用システム																
地域生活基盤施設	(広場)	(情報板)	JR草薙駅南口駅前広場整備事業	静岡市	直	A=2,800㎡	H27	H30	H27	H30	582	582	582.0	582.0		
			JR草薙駅周辺公共サイン整備事業	静岡市	直	約30基	H27	H30	H27	H30	84	84	84.0	84.0		
高質空間形成施設	(緑化施設等)		草薙駅北口広場整備事業	静岡市	直	A=3,100㎡	H28	H29	H28	H29	406	406	406.0	406.0		
高次都市施設																
中心拠点誘導施設																
生活拠点誘導施設																
高齢者交流拠点誘導施設																
既存建造物活用事業(中心拠点誘導施設)																
土地区画整理事業																
市街地再開発事業																
住宅街区整備事業																
地区再開発事業																
バリアフリー環境整備促進事業																
優良建築物等整備事業																
住宅市街地総合整備事業			拠点開発型													
			沿道等整備型													
			密集住宅市街地整備型													
耐震改修促進型																
街なみ環境整備事業																
住宅地区改良事業等																
都心共同住宅供給事業																
公営住宅等整備																
都市再生住宅等整備																
防災街区整備事業																
合計										1,545	1,370	1,370.0	0.0	1,370.0		

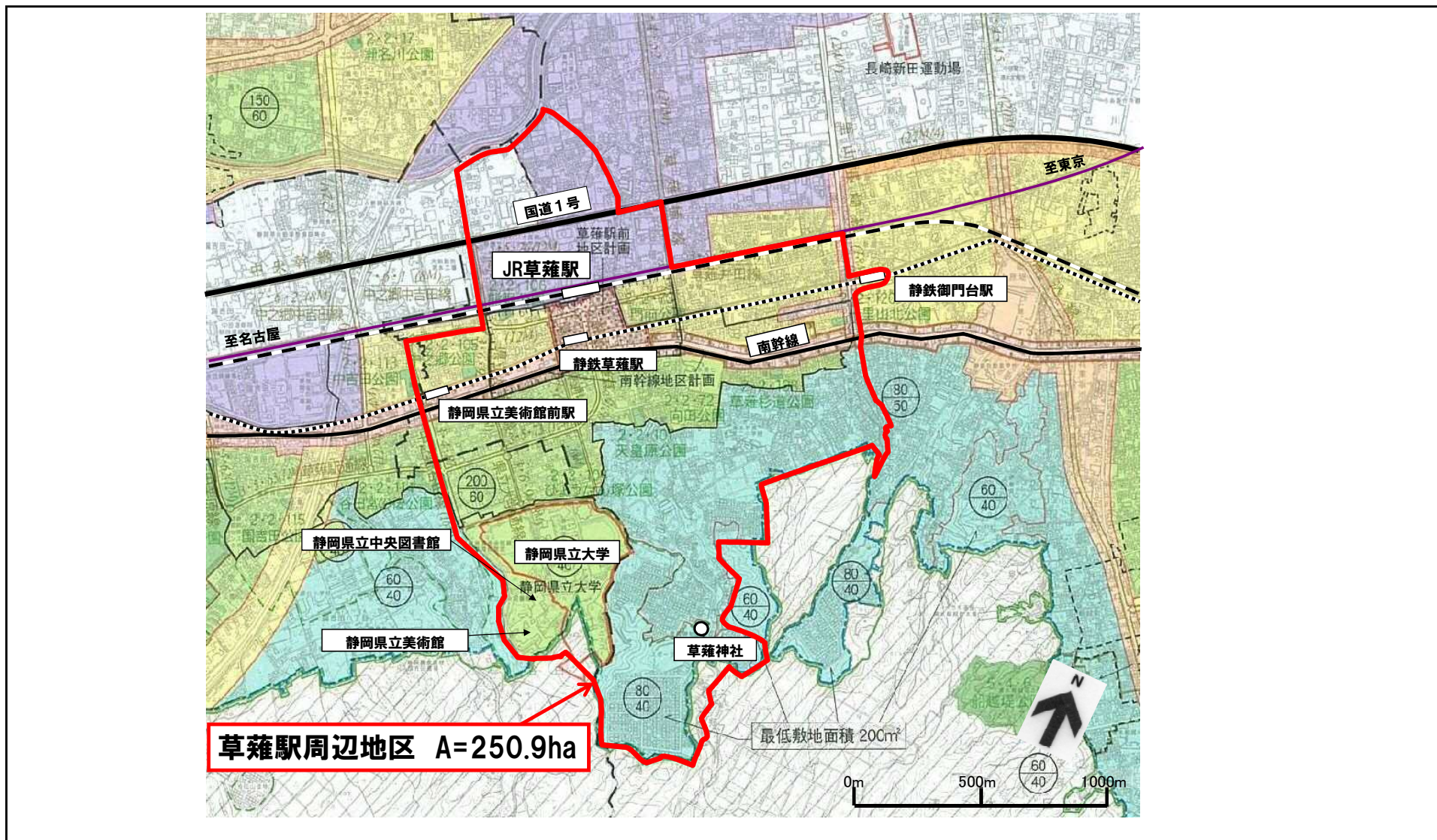
提案事業	事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費		交付対象事業費
							開始年度	終了年度	開始年度	終了年度		うち官負担分	うち民負担分	
地域創造支援事業														
事業活用調査	事業効果分析		草薙駅周辺地区	静岡市	直	-	H29	H31	H29	H31	73	73	73.0	73.0
			まちづくり活動推進事業	草薙駅周辺地区	静岡市	直	-	H27	H31	H27	H31	36	36	36.0
合計										109	109	109.0	0.0	109.0

(参考)関連事業	事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	(いずれかに○)				事業期間		全体事業費
						直轄	補助	地方単独	民間	開始年度	終了年度	
(都)草薙駅北口通り線整備事業	(都)草薙駅北口通線	静岡市	国交省	L=190m、W=14m		○				H24	H30	885
(都)草薙JR草薙駅南北自由通路整備事業	JR草薙駅南北自由通路	静岡市	国交省	L=99m、W=4~6m		○				H24	H29	2,329
草薙駅周辺地区 バリアフリー道路特定事業	-	静岡市	国交省	-		○				H27	R2	64
市道草薙橋4号線整備事業	市道草薙橋4号線	静岡市	国交省	-			○			H25	H30	143
草薙駅周辺地区駐車場整備計画見直し事業	駐車場整備地区	静岡市	国交省	22ha			○			H29	H29	0
JR草薙駅橋上駅舎整備事業	JR草薙駅	民間	-	-				○		H24	H29	-
草薙駅南口地区第1種市街地再開発事業	草薙駅南口	静岡市	国交省	約3500㎡		○				H23	H28	2,706
合計												6,127

合計(A+B) 1,479.0

都市再生整備計画の区域

<p>草薙駅周辺地区(静岡県静岡市)</p>	<p>面積 250.9 ha</p>	<p>区域 草薙一里山、草薙1丁目、草薙2丁目、草薙3丁目、楠新田の一部、楠の一部、草薙、草薙北、弥生町の一部、中之郷、中之郷1丁目の一部、中之郷2丁目の一部、中之郷3丁目の一部、清水区谷田の一部、駿河区谷田の一部、草薙杉道3丁目、草薙杉道2丁目、草薙杉道1丁目、有度本町の一部、長崎南町の一部、七ツ新屋1丁目の一部、七ツ新屋2丁目の一部、御門台の一部、中吉田の一部</p>
------------------------	------------------------	---



制度別詳細1(道路占用許可に関する事項) 都市再生特別措置法46条10項

制度の活用計画		
占有対象施設	占有の場所	道路交通環境の維持及び向上を図るための措置
1 ●常設オープンカフェ(食事施設等)の設置、管理 <対象施設:食事施設、休憩施設等> ※オープンカフェで設置するテーブル、イス、パラソル、ベンチ、プランター等	別紙制度別詳細1-1のとおり	・食事施設及び周辺の清掃を実施する ・歩行者の支障にならないよう有効幅員を確保する ・食事施設の周辺に違法駐輪が増えないよう、利用者への周知を図る
2		
3		
4		
5		
6		

道路占用許可特例対象施設

制度別詳細2(都市利便増進協定に関する事項) 都市再生特別措置法46条15項

制度の活用計画			
事業内容	事業期間	取組主体	活用する制度の詳細
1 ●常設オープンカフェ(食事施設等)の設置、管理 オープンカフェ等を設置し、適切に維持管理することにより、まちの賑わいを創出する。	H30~H31	一般社団法人草薙カルテッド	1. 協定締結者 一般社団法人草薙カルテッド、地権者 2. 都市利便増進協定を想定している区域 制度別詳細2-1①②③赤枠の範囲 3. 協定内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ・広告板、バナーフラッグ ・テーブル ・椅子 ・常設の小規模売店 ・パラソル ・屋外ベンチ ・プランター ・防犯カメラ
2 ●屋外ベンチ、プランターの設置・管理 屋外ベンチやプランターを設置し、適切に維持管理を行うことにより、歩行者の休憩や滞留を促進し、まちの賑わいを創出する。	H30~H31	一般社団法人草薙カルテッド	(2)都市利便増進施設の整備方法、費用負担 ・広告板、バナーフラッグの整備は静岡市が行う。 ・上記以外に関しては、国及び静岡市の補助等を活用し、一般社団法人草薙カルテッドが整備する。
3 ●広告板・バナーフラッグの設置・管理 地域の魅力を発信することのできる広告板や、誰にでも分かりやすい案内板を設置し、適切に維持管理を行う。	H30~H31	一般社団法人草薙カルテッド	(3)都市利便増進施設の管理方法、費用負担 一般社団法人草薙カルテッドは、協定区域内について、以下を実施する。 (都市利便増進施設の日常管理業務については、一般社団法人草薙カルテッドが第三者に委託しても構わない。) ○都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施 ○都市利便増進施設及び周辺における良好な景観の保全 ・広告料収入を、上記施設の維持管理費や、他の地域貢献の取組みに充当する。
4 ●防犯カメラの設置・管理 防犯カメラを設置することにより、まちの安全性を高める。	H30~H31	一般社団法人草薙カルテッド	
5			
6			

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等の配置を示す地図



<施設のイメージ>



<凡例>
道路占用許可特例の対象となる施設

- 食事施設、休憩施設等

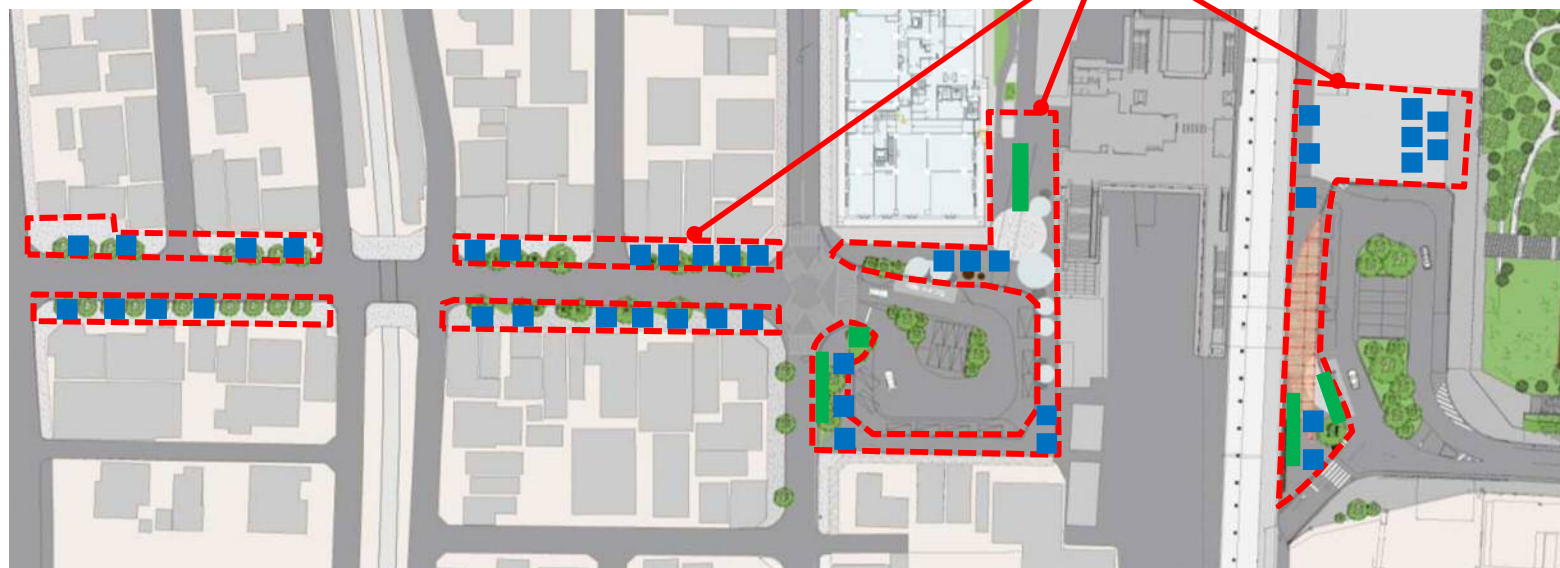
制度別詳細2-1-①(都市利便増進協定に関する事項)

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ

- 【事業番号1】 食事施設、休憩施設の設置、管理
- 【事業番号2】 屋外ベンチ、プランターの設置・管理

都市利便増進施設の一体的な
整備・管理が必要と認められる区域



<施設のイメージ>



<凡例>

当該区域で設置を予定している都市利便増進施設

- 1. 食事施設、休憩施設
- 2. ベンチ、プランター 等

制度別詳細2-1-②(都市利便増進協定に関する事項)

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ

【事業番号3】 広告板・バナーフラッグの設置・管理

都市利便増進施設の一体的な
整備・管理が必要と認められる区域

<自由通路>



<施設のイメージ>



<凡例>

当該区域で設置を予定している都市利便増進施設

■ 広告

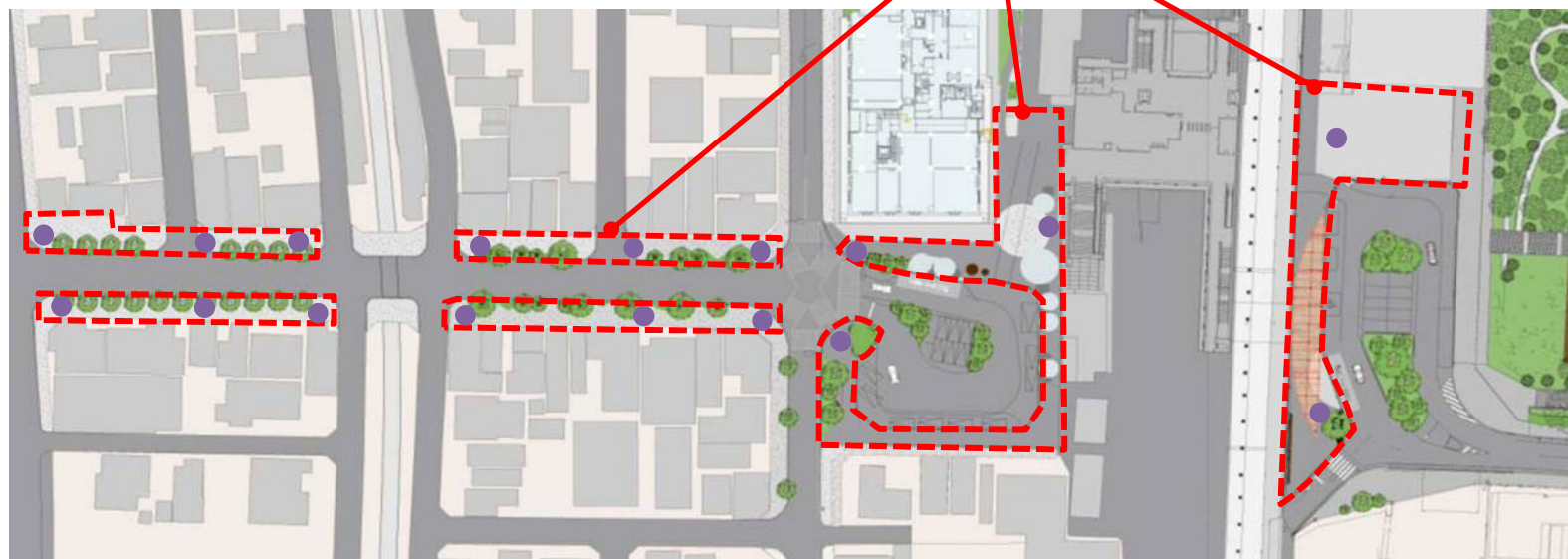
制度別詳細2-1-③(都市利便増進協定に関する事項)

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ

【事業番号4】 防犯カメラの設置・管理

都市利便増進施設の一体的な
整備・管理が必要と認められる区域



<凡例>

当該区域で設置を予定している都市利便増進施設

● 防犯カメラ